

## (2) 許可基準

### 別表第2(第10条関係)

#### 1 一般基準

- (1) 周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあつては、当該建造物又は景観を遮へいすることなく、かつ、周囲の景観に調和していること。
- (2) 裏面、側面及び脚部は、原則として塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。
- (3) ネオン管その他の照明を使用する広告物等は、昼間においても美観風致を害さないこと。

#### 2 第1種許可地域共通許可基準

区 域	共 通 許 可 基 準
第1種許可地域全域	<ol style="list-style-type: none"><li>1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。</li><li>2 回転灯を使用していないこと。</li><li>3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</li></ol>

#### 3 新幹線、高速道路等沿線区域共通許可基準

区 域	共 通 許 可 基 準
高速道路又は旧有料道路から展望することができる両側各100m以内の区域	<ol style="list-style-type: none"><li>1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。</li><li>2 回転灯を使用していないこと。</li><li>3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</li></ol>
<ol style="list-style-type: none"><li>1 山陽新幹線又は高速道路から展望することができる両側各500m以内の区域 (第3種許可地域を除く。)</li><li>2 旧有料道路から展望することができる両側各100m以内の区域 (第3種許可地域を除く。)</li></ol>	<p>建物利用広告物及び建物敷地内広告物を表示し、又は設置してはならない。ただし、次に掲げる広告物等又は地域については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 自家広告(自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物等をいう。以下同じ。)</li><li>2 商工業系用途地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。以下同じ。)</li><li>3 山陽新幹線、高速道路又は旧有料道路から全く展望することができない壁面(建築物の壁面及び屋上構造物(階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。以下同じ。)の壁面に限る。)に表示する広告物等</li></ol>

#### 備考

- 1 この表において「高速道路」とは、山陽自動車道及び中国横断自動車道をいう。
- 2 この表において「旧有料道路」とは、岡山ブルーライン(旧東備西播開発有料道路(県道寒河本庄岡山線))をいう。

#### 4 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	区分	許可基準			
		第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	
建物 利用 広告物	屋 上 廣 告 物	許可する地域	禁 止	全域。ただし、新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。	全 域
		表示面積	禁 止	60㎡以下	特に定めない。
		広告物の上端の地上からの高さ	禁 止	4.6m(木造の建築物にあっては、1.0m)以下	5.1m(木造の建築物にあっては、1.0m)以下
			<p>自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示するため、自己の住所若しくは事業所、営業所若しくは作業場又は建築物に表示する広告物等で、次の要件に該当するものについては、高さの限度を超えて表示することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋上構造物の壁面に文字、数字又は商標を縦3m以下の箱文字により表示していること。</li> <li>2 ネオン管を使用していないこと。</li> <li>3 広告物等の照明は、点滅しないこと。</li> <li>4 高さの限度を超えて表示する広告物等が1壁面に1個であること。</li> </ol>		
		広告物等の高さ	禁 止	地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下、かつ、2.0m以下	地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下、かつ、2.0m以下
			<p>屋上構造物の上に設置する場合は、屋上構造物の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さを含めず、広告物等の高さを含めるものとする。ただし、屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合で、屋上構造物の壁面の延長面から突き出していないときは、この限りでない。</p>		
表示方法等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物(屋上構造物を除く。)の壁面の延長面から突き出さないこと。</li> <li>2 支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー等により遮へいしていること。</li> <li>3 屋上構造物に設置する場合で、屋上構造物の壁面の延長面から突き出すときは、突き出た部分と屋上との間をルーバー等により遮へいしていること。</li> <li>4 屋根に直接描出し、又は広告物等の裏面全部を屋根に密着させるものについては、壁面広告物の基準も満たすこと。</li> </ol>				

建 物 利 用 広 告 物	突 出 し 広 告 物	広告物等の上端の地上からの高さ	3 1 m以下	4 6 m以下	5 1 m以下
		個 数	1 壁面に2列以下。一方の面が0. 5 m <sup>2</sup> 以下のものについては、この限りでない。		
		壁面からの出幅	1 1. 5 m以下であること。 2 同じ列に設置するものは、その出幅が同じであること。 3 道路上に突き出す場合は、道路の境界線から0. 6 m (歩道上にあつては1 m) 未満であること。		
		道路面からの広告物等の下端の高さ	歩道上にあつては2. 5 m以上、歩車道の区別のない道路上又は車道上にあつては4. 5 m以上		
		表 示 方 法	建築物の上端から突き出さないこと。		
	壁 面 広 告 物	1 壁面の利用割合限度 (1 壁面の面積) 100 m <sup>2</sup> 未満	4分の1以下	3分の1以下	2分の1以下
		100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	5分の1以下 又は2 5 m <sup>2</sup> 以下	4分の1以下 又は3 4 m <sup>2</sup> 以下	3分の1以下 又は5 0 m <sup>2</sup> 以下
		200 m <sup>2</sup> 以上	6分の1以下 又は4 0 m <sup>2</sup> 以下	5分の1以下 又は5 0 m <sup>2</sup> 以下	4分の1以下 又は6 7 m <sup>2</sup> 以下
		広告物等の上端の地上からの高さ	3 1 m以下	4 6 m以下	5 1 m以下
			自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示するため、自己の住所若しくは事業所、営業所若しくは作業場又は建築物に表示する広告物等で、次の要件に該当するものについては、高さの限度を超えて表示することができる。 1 壁面に文字、数字又は商標を縦3 m以下の箱文字により表示していること。 2 ネオン管を使用していないこと。 3 広告物等の照明は、点滅しないこと。 4 高さの限度を超えて表示する広告物等が1 壁面に1 個であること。		
		個 数	意匠及び広告文が同一のものは、1 壁面に1 個であること。		
		表 示 方 法	1 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 2 窓その他の開口部をふさがないこと。		
	壁 面 利 用 懸 垂 幕	1 壁面に表示することができる個数	1 個	2 個以下	4 個以下
			意匠及び広告文が同一のものは、1 個であること。		
		規 格	長さ1 5 m以下、幅1. 5 m以下		
		表 示 方 法	1 壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは、壁面広告物の基準を満たすこと。		
		許 可 期 間	1 月以内		
	掲 出 装 置 懸 垂 幕	表 示 内 容 等	自己の店舗、事業所等の建築物の壁面に自己の営業内容等を表示する懸垂幕を掲出する装置に限る。		
		表 示 方 法	1 壁面に表示することができる個数、規格、1 壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは、壁面利用懸垂幕の基準を満たすこと。		

建物敷地内広告物	広告板広告塔	表示面積 (集合広告の場合を含む。)	1表示面5㎡以下、 かつ、10㎡以下	1表示面25㎡以下、 かつ、50㎡以下	1表示面35㎡以下、 かつ、70㎡以下	
		高さ	6m以下	10m以下	15m以下	
	垣、塀広告物	表示方法	1 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 2 突出し広告物及び壁面広告物の基準を満たすこと。			
		設置場所	道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合は、この限りでない。			
	広告旗	許可期間	1月以内			
		色 彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 自家広告、商業地域並びに広告旗については、この限りでない。			
	表示方法		1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 自家広告、商業地域並びに広告旗については、この限りでない。			
		野立広告物	許可する地域	禁 止	商工業系用途地域に限る。	全 域
	表示面積 (集合広告の場合を含む。)		1表示面25㎡以下、かつ、50㎡以下			
	広告物等の高さ		10m以下			
道路からの後退距離	2m以上。ただし、商業地域については、この限りでない。					
野立広告物間の距離	5m以上。ただし、商業地域については、この限りでない。					
色 彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 商業地域並びに広告旗については、この限りでない。					
	表示方法		1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 商業地域並びに広告旗については、この限りでない。			
許可期間			広告旗については、1月以内			

道標，案内図板等	近隣店舗等案内広告	表示内容等	<p>1 近隣（本市又は本市に隣接する市町村の区域をいう。）の店舗，工場，事業所等の案内誘導を目的とするもので，当該店舗，工場，事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合に限る。</p> <p>2 名称，事業内容，方向，距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。</p>			
		形状	長方形			
		表示面積	1表示面0.5㎡以下，かつ，1㎡以下	1表示面1㎡以下，かつ，2㎡以下	1表示面2㎡以下，かつ，4㎡以下	
		表示面積（集合広告の場合に限る。）	1表示面1㎡以下，かつ，2㎡以下	1表示面2㎡以下，かつ，4㎡以下	1表示面3㎡以下，かつ，6㎡以下	
	その他の道標，案内図板等	表示面積	4㎡以下	6㎡以下	6㎡以下	
		寄贈者名等の表示割合	1面の10分の1以下			
		表示内容	商業広告その他の営利を目的とするものでないこと。			
	（共通）	上端の高さ	道路面から3m以下			
		色彩	<p>1 地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。</p> <p>2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。</p>			
			商業地域については，この限りでない。			
表示方法		<p>1 ネオン管その他の広告物等の照明は，点滅しないこと。</p> <p>2 回転灯を使用していないこと。</p> <p>3 蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</p>				
	商業地域については，この限りでない。					
はり紙及びはり札等	表示内容	政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。	政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。	制限なし		
	表示面積	1㎡以下				
	表示方法	はり紙は，糊 <sup>のり</sup> ばりしないこと。				
	許可期間	1月（政治活動のために表示するものについては3月）以内				
立看板等	表示内容	政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。	政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。	制限なし		
	規格	縦2m以下，横1m以下，脚部の長さ0.5m以下				
	許可期間	1月以内				

電 柱 類 廣 告 物	袖 付 け	個 数	1本につき1個		
		規 格	縦1.2m以下, 横0.5m以下		
		下端の高さ	歩道上又は道路上以外の場所にあつては2.5m以上, 歩車道の区別のない道路上又は車道上にあつては4.5m以上		
		表示方法	歩車道の区別のある道路にあつては, 車道上に突き出さないこと。		
	巻 付 け	個 数	1本につき1個。1㎡以下で2枚に分けて表示することができる。		
		規 格	上下幅1.5m以下		
		下端の高さ	1.2m以上, 2m以下		
		表示方法	表示内容の一部に, 町名等の公共的内容を表示すること。		
	(共通)	許可する地域	禁 止	禁 止	全 域
		設置場所	交差点から10m以上離れていること。		
		材 料	木製, 金属製その他これらに類するものに限る。		
		色 彩	1 地色は, 彩度が5以上の色及び暗色を使用していないこと。 2 文字その他の図柄に, けばけばしい色(赤, 黄赤, 黄, 紫及び赤紫の色に限る。)を使用する場合は, 表示面積の20分の1を超えて使用していないこと。 3 けばけばしい色を使用する場合は, 表示面積の2分の1を超えて使用しておらず, かつ, 2色以上の補色とならないこと。 4 使用する色が5色(無彩色を含む。)以下であること。ただし, 町名等の公共的内容を表示するために使用する色を除く。 5 信号機, 道路標識等の視認性を妨げないもので, かつ, 景観に十分配慮したものであること。		
		表示方法	蛍光, 発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。		
標 識 利 用 廣 告 物	利用 廣告物 停留所標識	個 数	1個		
		規 格	縦0.45m以下, 横0.45m以下		
		色 彩	1 地色は, 彩度が5以上の色及び暗色を使用していないこと。 2 文字その他の図柄に, けばけばしい色(赤, 黄赤, 黄, 紫及び赤紫の色に限る。)を使用する場合は, 表示面積の20分の1を超えて使用していないこと。 3 けばけばしい色を使用する場合は, 表示面積の2分の1を超えて使用しておらず, かつ, 2色以上の補色とならないこと。 4 使用する色が5色(無彩色を含む。)以下であること。 5 停留所標識等の視認性を妨げないもので, かつ, 景観に十分配慮したものであること。		
	利用 廣告物 消火栓標識	許可する地域	禁 止	禁 止	全 域
		種類及び個数	袖付け1個		
		規 格	縦0.4m以下, 横0.8m以下		
		下端の高さ	歩道上又は道路上以外の場所にあつては2.5m以上, 歩車道の区別のない道路上又は車道上にあつては4.5m以上		
		色 彩	1 地色は, 彩度が5以上の色及び暗色を使用していないこと。 2 文字その他の図柄に, けばけばしい色(赤, 黄赤, 黄, 紫及び赤紫の色に限る。)を使用する場合は, 表示面積の20分の1を超えて使用していないこと。 3 けばけばしい色を使用する場合は, 表示面積の2分の1を超えて使用しておらず, かつ, 2色以上の補色とならないこと。 4 使用する色が5色(無彩色を含む。)以下であること。 5 信号機, 道路標識等の視認性を妨げないもので, かつ, 景観に十分配慮したものであること。		
	(共通)	表示方法	蛍光, 発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。		

車体広告物(路線バス又は路面電車の車体を利用する広告物)	1車体の表示合計面積	3.6㎡以下		
	個 数	前後面各1個, 側面各2個以下		
	規 格	縦0.6m以下, 横3.0m以下		
	表 示 方 法	1 窓の下端より上に表示しないこと。 2 蛍光, 発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。		
横 断 幕	許可する地域	禁 止	禁 止	全 域
	下端の高さ	地上から4.5m以上		
	設置場所	幅員9m以下の道路		
	表示内容	公共的な目的のものに限る。		
	許可期間	2週間以内		
ア ー チ	許可する地域	禁 止	禁 止	全 域
	下端の高さ	地上から4.5m以上		
	設置場所	幅員9m以下の道路		
	表示内容	町名, 商店街名その他これらに類するものに限る。		
ア ド バ ル ー ン	許可する地域	禁 止	禁 止	全 域
	規 格 等	1 気球は, 岡山市火災予防条例(昭和37年市条例第16号)の規格及び基準に適合し, 直径3m以下, 高度4.5m以下のものであること。 2 広告物は, 縦1.5m以下の鋼網に布片で表示し, 主綱に十分連結すること。		
	許可期間	1月以内		

**別表第3(第13条関係)  
総表示面積の規制基準**

区 域	条 例 第 14 条 の 基 準
禁止地域及び許可地域	建築物に表示し, 又は設置する広告物等(建物利用広告物に限る。)の総表示面積は, 当該建築物の総壁面面積(壁面のうち, 地上から5.1mまでの高さの壁面の面積の合計をいう。)の2分の1以下であること。